

監事監査報告書

2021（令和3）年5月27日

学校法人 松山大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 松山大学

監事 宍戸 邦彦

監事 新田 孝志

監事 植村 礼大

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人松山大学寄附行為第15条第1項の規定に基づき、学校法人松山大学の2020（令和2）年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。協議のうえ本監事監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査方針、監査計画に従い、理事、内部監査室その他役職員等と意思疎通を図るとともに、理事会及び評議員会等の重要会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要部署において業務及び財産の状況について調査しました。

さらに、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その上で、当該年度に係る計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）について検討しました。

2. 監査の結果

（1）学校法人松山大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

（2）計算書類及び附属明細書の監査結果

計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上